

ようとする場合の原産地証明書の取扱いについては、それぞれ、関税法基本通達 68—3—9（原産地証明書の取扱い等）の(4)及び(5)の規定を準用する。

（原産地証明書の有効期間延長の承認申請手続）

8 の 2—11 令第 29 条に規定する有効期間を経過した原産地証明書について同条ただし書の規定により有効期間の延長の承認を受けようとするときは、適宜の様式による申請書 2 通（原本、承認書用）を提出させ、承認したときは、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。

（自国関与品について原産地証明書発給機関が発給する添付証明書の要件）

8 の 2—12 自国関与品について特惠関税等の適用を受けようとする場合に令第 30 条第 1 項の規定により原産地証明書に添付すべき添付証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該添付証明書の番号が、当該自国関与品の原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該添付証明書の「輸出物品」欄に記載されている品名及び数量が、当該自国関与品の原産地証明書に記載されている品名及び数量と合致していると認められること。

（累積加工・製造証明書の要件）

8 の 2—13 累積原産品について特惠関税の適用を受けようとする場合に、令第 30 条第 3 項の規定により原産地証明書に添付すべきこととされている累積加工・製造証明書は、次に掲げる要件を満たしたものでなければならない。

- (1) 当該累積加工・製造証明書の番号が、当該累積原産品に係る原産地証明書の「4. 公用欄」に記載されていること。
- (2) 当該累積加工・製造証明書の「原材料」欄には、令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国のうちのそれぞれの国において当該累積原産品の生産のために原料又は材料として使用された物品の品名、数量、価額及びその生産国が記載されていること。
- (3) 当該累積加工・製造証明書の「製品」欄には、上記(2)により記載された原材料から生産された物品の品名、数量及び価額が記載されていること。

（本邦からの輸出物品を原材料として生産された物品の証明の取扱い）

8 の 2—14 令第 26 条第 3 項に規定する東南アジア諸国において、本邦から輸出された物品を原材料の全部又は一部として生産された物品について、同項の規定により特惠関税の適用を受ける場合の証明は、累積加工・製造証明書による。

（直接運送に関する取扱い）

8 の 2—15 令第 31 条第 1 項《特惠対象物品の本邦への運送》の規定に関する